

-第9期-

京田辺市 高齢者 保健福祉計画

概要版

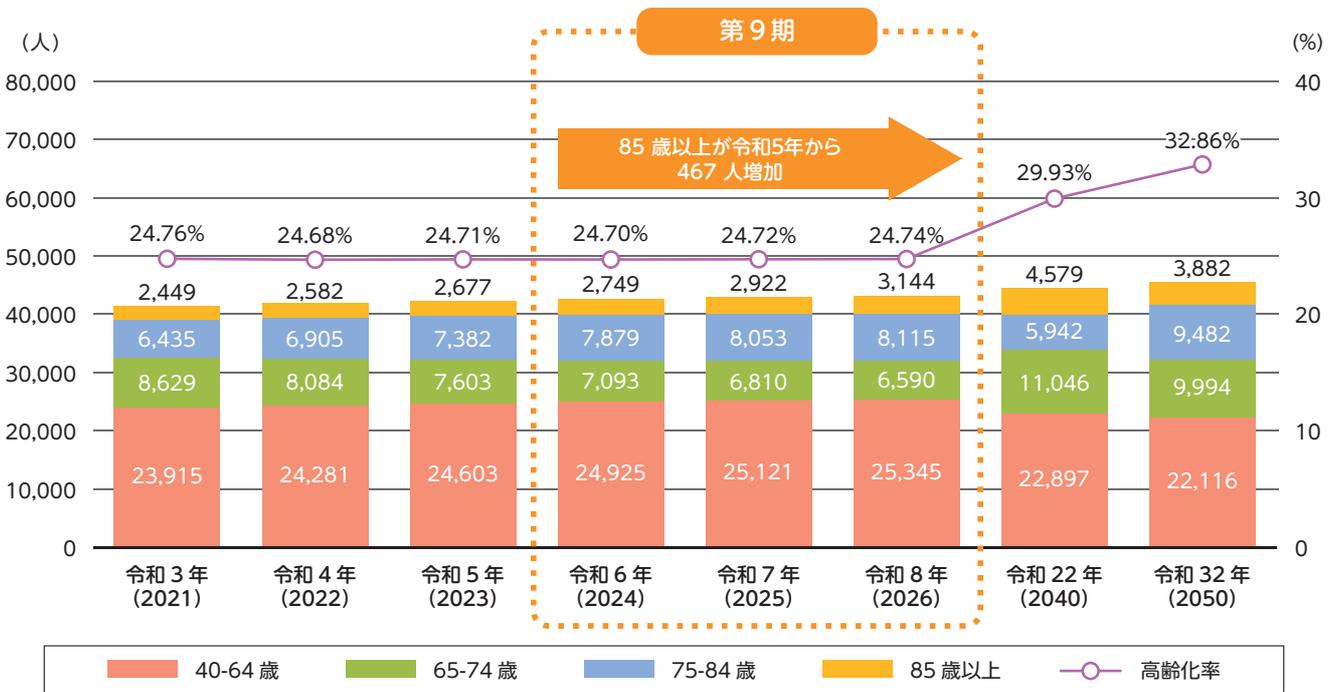


令和6年(2024)
京田辺市

京田辺市の姿

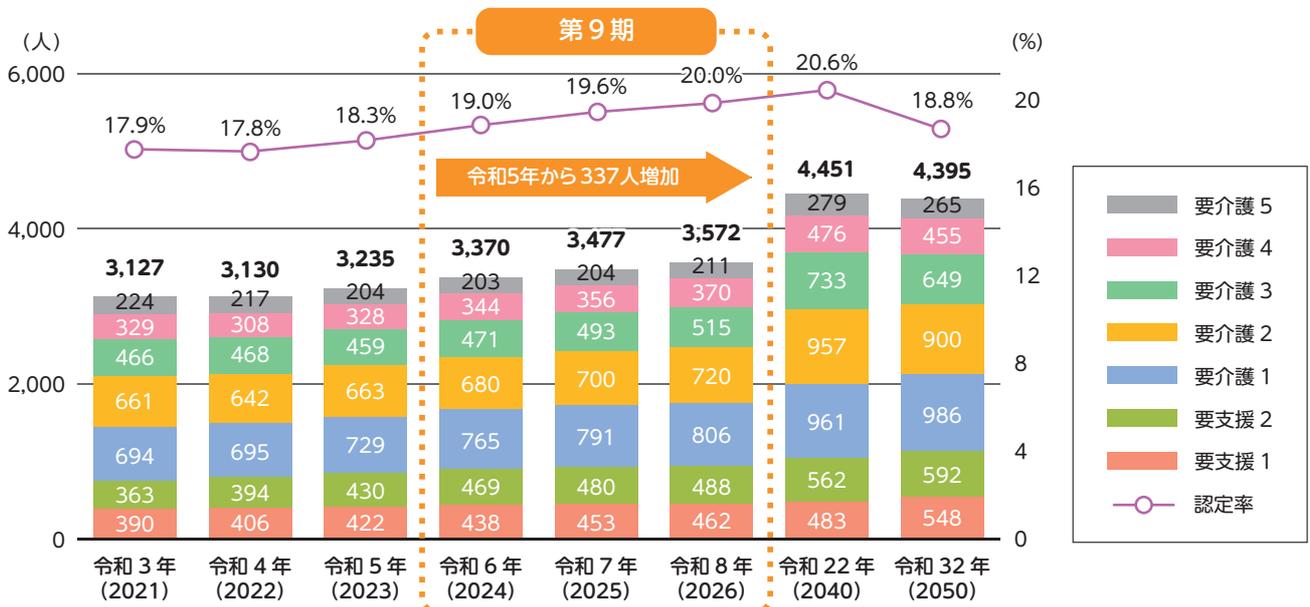
人口・被保険者数

本市の総人口については第9期期間においては増加が見込まれており、高齢化率は横ばいで推移することが予測されます。団塊の世代の影響により85歳以上の後期高齢者の増加傾向は令和22年(2040)まで続き、その後減少に転じる一方、65歳～74歳、75～84歳人口は現状の年齢構成に応じて増減していくことが予測されます。



要支援・要介護認定者数

令和4年(2022)までは微増傾向となっていますが、85歳以上人口の増加にあわせ、第9期計画期間の要介護認定者数は増加が大きくなることが予測され、認定率(第1号被保険者に対する要支援・要介護認定者数)も上昇傾向が続くことが見込まれます。



計画の基本的な考え方と基本理念

01

計画策定の趣旨と背景

本市は国や京都府に比べ 60 歳代前後の割合が低い一方、40 歳代のいわゆる団塊ジュニア世代の割合が高い人口構造であり、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040）も見据えたサービスの提供基盤や高齢者介護を支える人的基盤の確保を図り、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づき第9期京田辺市高齢者保健福祉計画を策定します。

02

計画期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		R22 2040
計画期間	第8期			第9期（本計画）			第10期					

03

基本理念

本市では、高齢者をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域とともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、社会全体で高齢者を支える共生社会づくりを目指してきました。

第9期計画では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指すために、「みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせる地域共生社会を目指して～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～」を計画の基本理念とします。

みんなで支え合い、
豊かに年を重ね安心して暮らせる
地域共生社会を目指して

～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～

基本目標

基本理念を実現していくため、5つの基本目標を設定します。

基本目標
-01-

高齢期をいきいきと過ごすための 健康づくり・生きがいづくり・介護予防



- ①健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- ②生きがいづくりと社会参加の促進
- ③介護予防の推進

重点的に推進する事項

基本目標
-01-

健康寿命を延伸できる仕組みをつくります。

リハビリテーション専門職の協力を得ながら健康寿命の延伸を図ります。

基本目標
-02-

認知症になっても 自分らしく暮らせる仕組みづくり



- ①認知症に対する理解の促進と本人支援
- ②認知症に関するサービスの充実と介護者支援
- ③認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

重点的に推進する事項

基本目標
-02-

認知症の人も、その家族も暮らしやすい地域をつくります。

認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう、地域における理解の促進を図るよう声掛け見守り訓練を実施します。

基本目標
-03-

高齢者が 安心して暮らせる地域づくり



- ①生活支援体制の充実
- ②移動に関する支援の充実
- ③住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり
- ④高齢者の尊厳を守る取組

重点的に推進する事項

基本目標
-03-

高齢者の安心な暮らしを見守ります。

高齢者の尊厳が守られ、地域で安心して暮らせるように、警察等の専門機関や民生委員等の関係団体と虐待防止のためネットワークの構築を図ります。

基本目標
-04-

地域包括ケアシステムの強化と 重層的支援体制の構築



- ①地域包括ケアシステムの充実
- ②重層的支援体制の構築
- ③多職種（介護・医療など）の連携

重点的に推進する事項

基本目標
-04-

さまざまな多職種連携を強化します。

地域における医療・介護の関係者などによる連携体制の構築や、多様な介護人材の確保、業務効率化などを通じ、効果的な多職種の連携を図ります。

基本目標
-05-

介護サービス内容の充実と質の向上



- ①適切な要介護等認定の実施
 - ②地域の実情に応じた介護サービスなどの充実
 - ③介護人材の確保と生産性の向上支援
 - ④介護保険制度の適正・円滑な運営
- 重点的に推進する事項

基本目標
-05- 介護人材の確保を支援します。
府と連携しながら介護分野で働く人材の確保・育成及び就業支援など、従事者や事業所への支援により、介護現場全体の人材不足解消に向けた対策を支援します。

SDGs のアイコンの掲載について

本計画では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsの目標達成に貢献できるように取組を進めます。そのため、SDGsの17の目標に関連する施策にアイコンを掲載しています。



主な評価指標

下記の評価指標を重点的な目標指標として設定し、PDCA サイクルの中で評価・検証していきます。なお、「★」がついた項目は、自立支援・重度化防止に向けた目標指標として位置づけます。

※一例を掲載しています。	基本目標			
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
基本目標1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・生きがいづくり・介護予防				
いきいきポイント登録者数 (★)	人	330	340	350
65歳以上の市民の健幸パスポート応募者率	%	1.1	1.2	1.3
フレイル予防教室実施回数	回	24	24	24
基本目標2 認知症になっても自分らしく暮らせる仕組みづくり				
声掛け見守り訓練開催回数	回	1	1	1
認知症サポーター養成数 (★)	人	700	700	700
基本目標3 高齢者が安心して暮らせる地域づくり				
高齢者居場所づくり事業参加者数 (★)	人	440	450	460
高齢者居場所づくり事業実施自治会数	自治会	22	23	24
基本目標4 地域包括ケアシステムの強化と重層的支援体制の構築				
個別事例の検討を行う地域ケア会議開催回数 (★)	回	6	6	6
ケアマネ等研修開催件数	件	3	3	3
啓発事業の回数	回	1	1	1
基本目標5 介護サービス内容の充実と質の向上				
介護・福祉就職フェアの来場者数	人	40	40	40
フェア来場者のうち市内事業所の採用に至った人数	人	2	2	2

介護保険サービス給付費の見込み

総給付費

総給付費（介護サービス給付費、介護予防サービス給付費）については、第9期計画期間の令和6年度（2024）～8年度（2026）の3年間で約144億円を見込んでいます。

単位：千円

	第9期		
	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
予防給付費	143,890	147,548	149,889
介護給付費	4,491,689	4,639,110	4,848,744
総給付費	4,635,579	4,786,658	4,998,633
	14,420,870		

標準給付費

総給付費を含む標準給付費については、第9期計画期間の令和6年度（2024）～8年度（2026）の3年間で約151億円を見込んでいます。

単位：千円

	第9期		
	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
総給付費	4,635,579	4,786,658	4,998,633
特定入所者介護サービス費等給付額	92,108	95,076	97,955
高額介護サービス費等給付額	103,867	107,238	110,484
高額医療合算介護サービス費等給付額	21,000	21,500	22,000
算定対象審査支払手数料	6,500	6,510	6,528
標準給付費見込額	4,859,054	5,016,982	5,235,599
	15,111,635		

地域支援事業費

地域支援事業費については、第9期計画期間の令和6年度（2024）～8年度（2026）の3年間で約6.4億円を見込んでいます。

単位：千円

	第9期		
	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
介護予防・日常生活支援総合事業費	102,494	102,864	103,234
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	70,952	71,207	71,463
包括的支援事業（社会保障充実分）	38,380	38,518	38,656
地域支援事業費	211,826	212,590	213,355
	637,771		

※各費用の見込みには端数が含まれるため、合計と一致しない場合があります。

保険料の段階設定

第9期の保険料段階の設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

段階区分	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給の方、本人が市民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円以下の方	×0.455 (×0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方	×0.685 (×0.485)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が年間120万円超の方	×0.69 (×0.685)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下の方	×0.90
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円超の方	×1.00
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が125万円以下の方	×1.15
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が125万円超190万円未満の方	×1.25
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	×1.50
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	×1.70
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	×1.90
第11段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	×2.20
第12段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	×2.50
第13段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	×2.80
第14段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	×3.10
第15段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	×3.40
第16段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が2,000万円以上の方	×3.70

※大枠の第5段階が基準額にあたります。

※第1～3段階の保険料は、（）内の割合に引き下げています。

高齢者福祉に関わる施設の一覧

京田辺市老人福祉関連施設

市外局番：0774

	住所・電話	
常磐苑	草内五ノ坪6	TEL：62-3643 FAX：63-5588
宝生苑	大住内山7	TEL：68-2222 FAX：68-2228
三山木老人いこいの家（三山木福祉会館）	三山木谷垣内6 - 1	TEL：68-2170 FAX：62-3888

京田辺市地域包括支援センターあんあん

	担当地域	住所・電話
あんあん市役所 （京田辺市役所内）	田辺、一休ヶ丘、薪、新田辺西住宅、新田辺東住宅、河原、興戸	田辺 80 TEL：63-1268
あんあん常磐苑 （老人福祉センター常磐苑内）	草内、新興戸、飯岡、東、府営住宅、山本、高木、二又、南山東、南山西、山崎、出垣内、江津、宮ノ口、同志社、同志社山手、多々羅、普賢寺、水取、天王、打田、高船	草内五ノ坪6 TEL：68-1310
あんあん宝生苑 （老人福祉センター宝生苑内）	松井、西八、東林、岡村、三野、花住坂、松井ヶ丘、山手東、山手中央、山手南、山手西、大住ヶ丘、健康村、健康ヶ丘、大住飛地	大住内山7 TEL：68-0705

地域相談窓口

事業所名	住所・電話	
在宅介護支援センター 九十九園	大住池平 99-1	TEL：63-0804
京都田辺中央病院 京田辺市在宅介護支援センター	田辺戸絶 1	TEL：63-5163
京田辺市社会福祉協議会 ケアプランセンター	興戸犬伏5-8	TEL：65-3826
セピアの園 京田辺市在宅介護支援センター	飯岡南原 41	TEL：65-4883
在宅介護支援センター つつきの郷	三山木西ノ河原 43-2	TEL：68-5155

認知症カフェ

カフェ名	住所・電話	
ありがとうカフェ	三山木直田 23-2	TEL：62-9672
認知症コミュニケーションカフェ え〜ると待ち合わせ♪	田辺中央 5 丁目 2-1	TEL：68-1310

※開催日時等の詳細は、各カフェにお問合わせください。

第9期京田辺市高齢者保健福祉計画（概要版）

令和6年（2024）3月

発行：京田辺市 健康福祉部 介護保険課
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地
TEL：0774-64-1373 / FAX：0774-63-5777

